

農水産業協同組合貯金保険機構役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に求められる役割は、貯金保険制度の運営・維持向上をはかることであり、役員報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものである。このことを踏まえ貯金保険機構役員給与規程において、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しい水準として規定している。

役員報酬基準の改定内容

理事長 役員報酬については、平成17年度人事院勧告による公務員俸給の平均改定率 0.3%を適用し、本俸については、理事長、理事ともに一律、0.997を乗じ千円未満を切り捨てさせ減ずるものとし、特別手当については、0.05ヶ月分を加算することとした。

理事 同上

監事 (非常勤) 監事報酬については、上記の役員報酬に準じて、本俸について0.997を乗じ百円未満を切り捨てさせ減ずるものとした。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成17年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | |
|---------------------|----------------|--------------|-------------|---------|----------|------|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | |
| 理事長 | 千円 17,048 | 千円 12,230 | 千円 4,818 | 千円 0 | 該当なし | 該当なし |
| 理事 (1人) | 千円 14,968 | 千円 10,738 | 千円 4,230 | 千円 0 | 該当なし | 該当なし |
| 監事 (非常勤) (1人) | 千円 707 | 千円 707 | 千円 0 | 千円 0 | 該当なし | 該当なし |

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績助案率 | 摘要 |
|-------------|---------|----------|-------|-------|-------|
| 理事長 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし |
| 理事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし |
| 監事 (非常勤) | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし |

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

人事院勧告の方針に則り、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、業務の実績等により人件費の見積りを考慮した。
人件費に係る管理では、事務合理化を推進することを念頭に、各業務分担の平準化や関係機関との協議・連携を通じた情報収集等における業務の効率化を図ることとし、定員の削減対応及び時間外労働の短縮等の総人件費の圧縮に取り組んでいる。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の本俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき勤務成績、能力、業務経歴等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員給与規程により昇給時において勤務成績が特に良好と認められる職員にあっては、本俸の昇給号俸を加算できるものとしている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

| 給与種目 | 制度の内容 |
|------|---|
| 本俸 | 勤務成績が特に良好である場合は、定期昇給となる12ヶ月の期間を短縮、又は現に受けている本俸月額2号以上の号俸に昇給させることができる。 また、55才を超える職員は昇給をさせないものの、勤務成績が特に良好であるものについては、昇給させることができる。 |

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

平成17年度の人事院勧告による公務員俸給表の平均改定率である0.3%を適用し、職員俸給表の各等級各号俸に0.997を乗じて、100円未満を四捨五入した額から調整措置として、更に100円～200円の幅で追加して減額した。
また、配偶者に係る扶養手当においても支給月額を500円引き下げる措置を実施した。

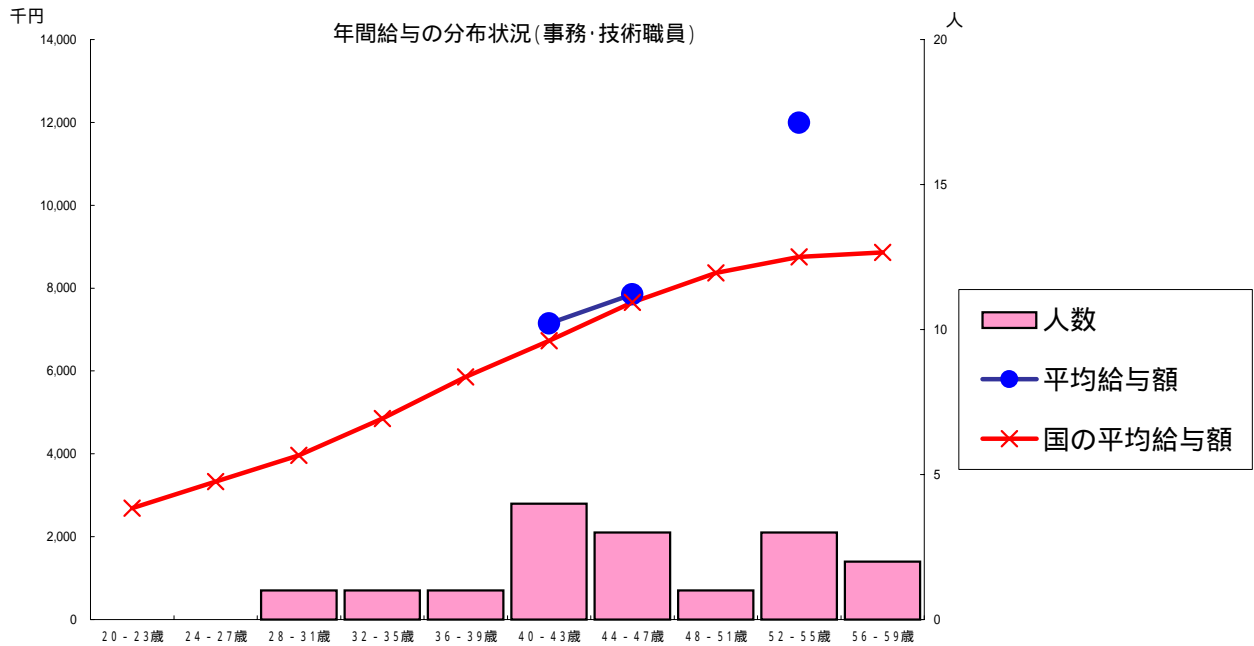
2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成17年度の年間給与額(平均) | | | |
|-------|-------|------|------------------|-------|--------|-------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | | うち通勤手当 | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 常勤職員 | 16 | 45.7 | 8,810 | 6,339 | 166 | 2,471 |
| 事務・技術 | 16 | 45.7 | 8,810 | 6,339 | 166 | 2,471 |
| 在外職員 | 該当者なし | | | | | |
| 任期付職員 | 該当者なし | | | | | |
| 事務・技術 | 該当者なし | | | | | |
| 再任用職員 | 該当者なし | | | | | |
| 事務・技術 | 該当者なし | | | | | |
| 非常勤職員 | 該当者なし | | | | | |
| 事務・技術 | 該当者なし | | | | | |

(注) 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
 なお、職種区分の記載欄にあっては研究職、教育職において該当がないことから掲載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
まで同じ。)



(注1) の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(注2) 年齢バンド28～31歳、32～35歳、36～39歳、48～51歳、56～59歳における該当者が、それぞれ2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については記載していない。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | |
|-------------|----|------|-------|--------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 |
| 部長 | 2 | - | - | - |
| 参事 | 3 | 53.2 | - | 11,123 |
| 副参事 | 3 | 48.8 | - | 9,504 |
| 主幹 | 5 | 40.5 | 6,833 | 7,245 |
| 主事 | 3 | 36.8 | - | 5,291 |

(注) 部長については、該当者が2名のため個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

なお、職位について参事は本部課長、副参事は本部課長補佐、主幹は本部係長、主事は本部主任に相当したものとなる。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員)

| 区分 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|----------------|-----|-----------------|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| 標準的な職位 | | 部長 | 参事 | 主幹 | 主事 | 係員 |
| 人員(割合) | 16人 | 3人 (18.8%) | 3人 (18.8%) | 7人 (43.8%) | 3人 (18.8%) | 0人 (0.0%) |
| 年齢(最高～最低) | | 56～55歳 | 54～49歳 | 46～36歳 | 44～31歳 | ～歳 |
| 所定内給与年額(最高～最低) | | 9,611～8,253千円 | 7,980～7,203千円 | 6,305～3,908千円 | 4,383～3,396千円 | ～千円 |
| 年間給与額(最高～最低) | | 13,638～11,833千円 | 11,319～10,216千円 | 8,789～5,405千円 | 6,054～4,691千円 | ～千円 |

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|---------|---------|---------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | 100.0 % | 100.0 % | 100.0 % |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 0.0 % | 0.0 % | 0.0 % |
| | 最高～最低 | ～ % | ～ % | ～ % |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | 100.0 % | 100.0 % | 100.0 % |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 0.0 % | 0.0 % | 0.0 % |
| | 最高～最低 | ～ % | ～ % | ～ % |

職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

118.3%

給与水準の比較指標について参考となる事項

学歴構成

当機構は、農水産業協同組合の貯金者等の保護及び経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保を図るため、農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した際にその貯金者に対して保険金等の支払い及び貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難に陥った際には合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等を行い信用秩序を維持することの業務を実施している。

これらの業務に携わるためには、金融業務及び倒産法制について高度な専門知識と高い能力が求められていることから、職員は高学歴であり、そのことが給与に反映された結果、ラスパイレス指数が高くなっている。

勤務地

当機構の唯一の事務所は東京に所在するため、職員全員が東京を勤務地としていることから、東京に勤務する職員に支給される特別都市手当(国の調整手当と同じ性格)の支給割合が100%となっている。このため、地方勤務の職員が相当数を占める国と比較してラスパイレス指数が高くなっている。

学歴構成・勤務地を反映させたラスパイレス指数

上記の、の要因を踏まえ人事院で算定された同一条件下でのラスパイレス指数は99.9%となっており、東京に勤務する国家公務員の学歴別による給与水準と比較した場合にあっては、当機構の給与水準は国家公務員の水準を下回る結果となっている。

総人件費について

| 区 分 | 当年度 (平成17年度) |
|---------------------------|-----------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 218,409 千円 |
| 退職手当支給額 (B) | 10,774 千円 |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 11,666 千円 |
| 福利厚生費 (D) | 41,336 千円 |
| 最広義人件費 (A + B + C + D) | 282,185 千円 |

総人件費について参考となる事項

・ 人件費削減の取組み状況

人事院勧告の方針に則り、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、業務の実績等に準拠して人件費を見積もってきている。今後も引続き勧告方針に合わせて給与改定を行うこととする。なお、平成18年度から人事院規則の改正を基に平均 4.8%とした新俸給表の採用を実施している。

人件費に係る管理では、事務合理化を推進することを念頭に、各業務分担の平準化及び効率化を図ることで定員削減対応及び時間外労働の短縮等総人件費の圧縮に取り組んでいる。

・ 今後の人件費削減の取組みについて

今後の総人件費削減の取組として、農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官からの「総人件費改革」の要請を受け、当機構の役職員数を見直し、現行22名を平成22年度末までに20名とすることを予定している。この結果、今後5年間での人員純減率は9.1%となる見込みである。

法人が必要と認める事項

法人基準年齢階層ラスパイレス指数(対国・地域別・学歴別)

99.9%

(注) 東京に勤務する国家公務員の学歴構成別による給与額を基準として当機構における給与額の水準を示した指数であり人事院において算定されたもの。